

岐阜県タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援金交付申請マニュアル

令和3年5月26日

支援金の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、飲食店等に対する営業時間の短縮や酒類の提供を行わない旨の県の要請により影響を受けるタクシー事業者及び自動車運転代行業者に対し、「岐阜県タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援金」（以下「支援金」という。）を交付いたします。

交付対象

支援金の交付対象者は、次の全ての要件を満たす事業者とします。

- (1) 次のいずれか又はその両方に該当する事業者であること。
 - ・ 県内に本社又は営業所（以下これらを「営業所等」という。）を有する道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を行う個人又は法人
 - ・ 県内に営業所等を有する自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第4条の認定を受けて同法第2条第1項に規定する自動車運転代行業を営む者
- (2) 令和3年5月16日時点で前号に規定する事業を営んでおり、かつ、同日後も当該事業を継続する意思があること。
- (3) コロナ社会を生き抜く行動指針（令和2年5月15日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部策定）及び事業者団体が作成する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に関するガイドラインに沿った感染防止対策を実施していること。
- (4) 暴力団、暴力団等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団等となっている法人ではないこと、また、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。

交付額

- ・ 1対象事業者につき10万円

申請手続き等

(1) 支援金に関する問い合わせ先

岐阜県都市建築部都市公園整備局公共交通課

電話番号：058-272-8654

受付時間：平日 8時30分～17時15分 土日祝日は除きます。

(2) 申請書類

支援金交付申請書兼誓約書（別記様式1）および下記の添付書類を提出してください。

※振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。（法人の場合、当該法人口座に限ります。）

<添付書類>

【タクシー事業者】

- ・一般乗用旅客自動車運送事業許可書の写し
- ・県内で事業を行っていることが証明できる書類（自動車検査証の写し等）（事業者の所在地が県外である場合に限る。）
- ・「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可等に付した期限の変更通知書」のうち直近のもの（1人1車制個人タクシーに限る。）の写し
- ・振込口座の通帳等の写し（金融機関、支店名、種別、口座番号及び口座名義が分かるもの（通帳1ページ目見開きの写し））

【自動車運転代行事業者】

- ・振込口座の通帳等の写し（金融機関、支店名、種別、口座番号及び口座名義が分かるもの（通帳1ページ目見開きの写し））

(3) 申請受付期間

令和3年6月30日（水） 当日消印有効

(4) 申請方法

ア 申請書類の提出

申請書兼誓約書（別記様式1）および添付書類一式を、下記宛先まで「郵送」または「メール」で提出してください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、持参による申請はできません。申請期間を超えて提出があった申請書類は返送いたします。

<宛先（郵送）>

〒500-8570

岐阜県庁 都市建築部都市公園整備局公共交通課 宛

(留意事項)

- ・申請書兼誓約書（別記様式1）に押印は不要です。
- ・切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名をご記入ください。
- ・送料は申請者側でご負担をお願いします。

<宛先（メール）>

メールアドレス c11134@pref.gifu.lg.jp

(留意事項)

- ・メールで提出する場合は、提出書類を「PDF」形式にて提出してください。
(別記様式1をエクセルファイルのまま送付された場合は、再提出をお願いいたします。)
- ・申請に必要な書類は、岐阜県公共交通課のホームページからダウンロードすることにより、入手することができます。
ホームページアドレス：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/152679.html>

(5) 交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは支援金を交付します。審査完了次第順次支援金を交付いたしますが、申請書類の不備や申請内容の確認があった場合は更にお時間いただく場合がございます。

(6) 通知等

申請書類の審査の結果は後日「交付決定通知」または「不交付決定通知」を郵送します。

その他

- ・申請前に、本マニュアルと申請におけるQ&Aの記載内容をご確認ください。添付書類の不足、不備がある場合は、迅速な審査ができません。
- ・支援金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、県は支援金の交付の決定を取り消しすることがあります。この場合、申請者は、支援金を返還するとともに、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じた加算金（支援金の額に年率10.95%の割合で計算した額）を支払うことになります。

- 申請内容に不正があった場合には、支援金の交付を受けた事業者名等の情報を公表することがあります。
- ご提出いただいた申請書類一式は返却しませんので、添付書類は写しの送付をお願いします。
- 必要に応じ、追加で書類の提出等を依頼することがあります。期日までに提出等が行われない場合は、不交付として取り扱います。
- 本マニュアルは「岐阜県タクシー事業者及び自動車運転代行事業者支援金交付要綱」に基づきますので、詳細は本要綱をご確認ください。